

映画製作会社Yは、「四季の溪谷と橋のある風景」という題名で、日本全国の溪谷に架かる橋を定点撮影し四季を通じて変化する風景を背景として、その橋を利用する人々の暮らしを紹介することをテーマとしたドキュメンタリー映画（以下「本件ドキュメンタリー」という。）の製作を企画し、その監督として、同ドキュメンタリーに使用する映像の撮影及びシナリオに即した映像の編集を、フリーの映像作家Xに依頼したところ、Xは同ドキュメンタリーの製作に参加することを約束した。そして、Xは、本件ドキュメンタリーに使用する映像を撮影するために、溪谷と橋を数箇所選定し、それぞれ選定した溪谷と橋との関係が一番美しく撮れる撮影箇所と時間帯を決定し、さらに、構図、カメラアングル、光量、絞りなどを決めて、1年以上かけて、溪谷と橋及びそれを利用する人々を撮影し、撮影の完了した未編集の映像フィルム（以下「本件映像フィルム」という。）をYに提供した。

本件映像フィルムの撮影に関しては、撮影機材の提供、撮影場所への旅費、宿泊費、その他必要経費は全てYの負担において賄われ、また、Xは、撮影のため地方に出張する場合以外は、毎週2、3回程度Yに出社して、報酬も月払いで支払われていた。

ところが、その後Yの映画製作方針が変わり、本件ドキュメンタリーの製作は中止になった。そのため、本件映像フィルムは、NGフィルム選別、シナリオに従った粗編集、細編集、音づけ等の映画製作過程を経ない未編集の状態で公表されないまま、Yのフィルム保管庫に保管された。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。

〔設 問〕

1. Yの社内では、多額の費用を掛けて撮影された本件映像フィルムを何とか利用して映画製作にいかしたいとして検討した結果、ある風景写真家が風景写真を撮るために各地を点々と旅し、その旅先で出会った人々と交流する様を描いた映画（以下「本件映画」という。）を製作することになり、その際、主人公が訪れる各地の風景として本件映像フィルムを活用することとし、Xに無断で、同フィルムに主人公である俳優などの映像を合成して本件映画に使用した。

なお、本件映画中の出演者、制作スタッフなどの名を示す字幕（クレジット・タイトル）には、Xへの感謝を込めて、「風景撮影 X」と表示されていた。

Xは、本件映画を上映しようとしているYに対し、その差止めを求める訴訟を提起した。

同訴訟において、Xは、どのような主張をすべきか。これに対するYの反論として、どのような主張が考えられるか。

双方の主張の妥当性についても論じなさい。

2. Xが本件ドキュメンタリーのために定点撮影したある場所において、渓谷と橋のそばに能舞台のある寺があり、そこでは、毎年、著名な振付師であるZの振り付けによる独創的な新作の薪（たきぎ）能が行われていたところ、本件映像フィルムには、たまたまその能舞台で行われていたZの振り付けによる新作の薪能（以下「本件能」という。）が、時間にして約3分間、それを演じる能役者の動作が辛うじて感得できる程度に映っていた（以下、この部分を「本件能映像」という。）。ただし、本件能の振り付けは、Zがそれを演じる能役者に自ら指導したものであって、台本や踊り方を説明した書類はなく、また、振り付けの映像なども存在していなかった。

本件能映像は、夜の渓谷と橋が薪の灯りに浮かび上がる中で能役者が能を舞うという幻想的な描写になっていたため、Yは、Zに無断で、本件映画の1シーンに本件能映像を使用した。

Zは、本件映画を上映しようとしているYに対して、その差止めを求める訴訟を提起した。

同訴訟において、Zは、どのような主張をすべきか。これに対するYの反論として、どのような主張が考えられるか。

双方の主張の妥当性についても論じなさい。

【設問1】 - 上映の差止請求

■ Xの主張

- 本件映像フィルムは、映画の著作物（フィルムに固定されている）である（2条3項、10条1項7号）。
- 溪谷・橋の選定、撮影時間帯、カメラ設置位置、構図及び露出調整が本件映像フィルムの本質的特徴である。
- 本件映像フィルムの本質的特徴の創作にはXしか関与していない。したがって、Xが、本件映像フィルムの全体的形成に創作的に寄与した者であり、16条によりXが本件映像フィルムの著作権及び著作者人格権を有する。

16条

「映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。」

平成27年司法試験（著作権法 - 知的財産法第2問）

【設問1】 - Xの主張の続き

- 本件映画は、その構成要素として、本件映像フィルムの加工映像を取り込んでいる。
- 当該加工映像は、本件映像フィルムに依拠しており、本件映像フィルムの本質的特徴を直接感得することができる。したがって、媒体に固定された本件映画は、本件映像フィルムを複製（当該加工に創作性が認められる場合は、翻案の複製）したものである（ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決、江差追分事件最高裁判決）。
- Xは、本件映画において複製されている本件映像フィルムについて26条2項の頒布権を有する。
- Y自身による上映は上映権（22条の2）を侵害する。
- また、Yは映画製作会社であるため、放送会社などの外部業者に本件映画（本件映像フィルムが複製されている映画）の複製物を上映のために譲渡する行為すると考えられる。この行為は、2条1項19号で定義される本件映像フィルムの「頒布」に該当し、頒布権（26条2項）を侵害する。
- 本件映画の上映は公表権（18条1項）を侵害する。
- Xは実名での表示を希望していないので、「風景撮影 X」との表示は氏名表示権（19条1項）を侵害する。
- 本件映画は同一性保持権（20条1項）侵害して作成されたものであるもので、故意で本件映画の複製物を頒布（上映のために譲渡）する行為は113条1項2号のみなし著作権者人格権侵害に該当する。

26条2項 「著作権者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。」

【設問1】の続き

■ Yの主張

- ◆ Yは本件映像フィルムはYの法人著作物（15条1項）であると主張することが考えられる。
- 職務著作規定は、映画著作物の著作者を規定する16条、映画著作物の著作権の帰属を規定する29条1項に優先する。
- 職務著作が成立するための要件には、著作者が「法人等の業務に従事」していたことが含まれる。
- 職務著作を主張する者と創作担当者との間に実質的な指揮監督関係があり、その結果、著作者が使用者から受領する対価が労務提供の対価と評価できるのであれば、「法人等の業務に従事」と言えると考え（アール・ジー・ビー・アドベンチャー事件最高裁判決）。
- XがYのオフィスに出勤し月払いで報酬を受領していた点で、XとYの関係は雇用に類似する。しかしながら、本件映像フィルムの創作活動、すなわち溪谷・橋の選定と撮影現場での創作的撮影は、Yによる指揮監督から外れて、専らXの裁量で行われたと認められる。したがって、「法人等の業務に従事」の要件は充足されない。

15条1項

「法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。」

【設問1】 - Yの主張の続き

- ◆Yは、29条1項により、本件映像フィルムの原始的著作権者であると主張することが考えられる。
- ◆Yは、2条1項10号所定の映画製作者（「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」）に該当する。
- 巨額の製作費の責任主体となる映画製作者に著作権を原始取得させるのが合理的である上、それにより映画の著作物の流通が円滑になるという29条1項の趣旨に鑑み、映画製作の意図を有する者であって、かつ、映画製作について、法律上の権利・義務が帰属する主体であって、その結果、経済的な収入・支出の主体になる者は、「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」と言えると考え（マクロス事件東京高裁判決）。
- 本件では、Yが映画のテーマを企画した。また、Yが、外部業者との契約主体になることが予定されており、かつ撮影に必要な費用の全てを負担した。これらの事情に鑑み、Yが2条1項10号所定の映画製作者に該当すると考える。
- Xは本件映像フィルムで構成される本件ドキュメンタリーの製作に参加した。

29条1項

「映画の著作物（第十五条第一項、次項又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。」

【設問1】 - Yの主張の続き

- ◆ 本件映像フィルムは、未編集であり映画の著作物として完成していない。このような未完成映像に29条1項が適用されるか問題になる。
- 映像フィルムが、映画製作計画において本来予定されていたとおりに完成していなくても、既に創作的表現がなされており、かつ創作的編集をしなくても市場流通し得る段階に至っていれば、著作権を映画製作者に帰属させることにより映画の著作物に法的安定性を与えるという29条1項の趣旨が妥当するので、当該映像フィルムに29条1項が適用されると考える（29条1項適用を否定した三沢市市勢映画事件控訴審判決は事例判断であると考ええる）。
- 本件では、本件映像フィルムは、未編集であるものの既に創作的表現がなされており、かつ編集（創作性を伴わない編集）をすれば映画著作物商品となり市場流通し得るものと認められる。したがって、29条1項が適用され、Yが本件映像フィルムの原始的著作権者であると考ええる。
- なお、本件映像フィルムは未公表であったので、引用の抗弁が成立する余地はない。

【設問1】 - Yの主張の続き

- 公表権について、YがXに支払った本件映像フィルム作成の対価には本件映像フィルムを上映することの対価も含まれていたと合理的に解釈される。したがって、18条2項3号の同意推定は複減されない。
- 氏名表示権侵害について、本件映像フィルムは著作者の人格又は主義を示すものではないから、Xの実名の表示によりXの利益が害されるとは認められない。したがって、「風景撮影 X」を表示して本件映画を上映してはならないとの差止請求は権利の濫用であるとする（19条3項参照）。
- 113条1項2号のみなし著作者人格権（同一性保持権）侵害について、Yは20条1項4号の抗弁を主張することが考えられる。しかしながら、本件映像フィルムを活用するためには、他の映像と単純に結合させればよく、合成加工の必要性は認められない。したがって、20条1項4号の抗弁は成立しないと考える。
- 以上のとおり、113条1項2号のみなし著作者人格権（同一性保持権）侵害を理由とする上映のための譲渡の差止が認められ得るが、Y自身による上映の差止は認められないと考える。

18条2項

「著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものと推定する。 （略）

三 第二十九条の規定によりその映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。」

【設問2】 - 上映の差止請求

■ Zの主張

- 本件能の振り付けは、書類又は映像の形で記録されていない無形の表現であっても、舞踊の著作物（10条1項3号）として保護される。
- 本件映画では、その構成要素として、本件能の振り付けが複製されている。

■ Yの主張

- ◆ 複製の否認 - 本件映画から本件能の創作的表現の本質的特徴を直接感得することができない。
- 本件能映像では能役者の動作を辛うじて認識できるに過ぎず、本件能における創作的表現の本質的特徴の直接感得が可能とは言えない。したがって、ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決が示した複製の要件が充足されない。

【設問2】 - Yの主張の続き

◆付随対象著作物利用の抗弁（30条の2）

- 付随対象著作物利用の抗弁が認められるためには、付随対象著作物の占有割合、再生の程度等を考慮要素とする軽微性の要件と、利用目的、分離の困難性等を考慮要素とする正当利用の要件の充足が要求される。

【軽微性の要件】

- 本件映像の時間は約3分間に過ぎないこと、本件映像の精度は能役者の動作を辛うじて認識できるものに過ぎないことから、軽微性の要件は充足されると考える。

【正当利用の要件】

- 撮影の際に本件能が実演されていることは意識されていなかった。すなわち、X（撮影者）は、本件映像を鑑賞させることにより利益を得る目的を有していなかった。
- 本件ドキュメンタリーは定点撮影を前提とするので本件能の映り込みを回避するのは困難であった。付随対象事物（映り込んだ物）の当該複製伝達対象事物（被写体）からの困難性は撮影時を基準に判断され、事故的分離困難性（編集により付随対象事物を削除することの困難性）は要求されない。
- これらの事情に鑑みると、正当利用の要件も充足されると考える。

【設問2】 - Yの主張の続き

- したがって、本件では、本件映像フィルムを撮像する際の本件能の映り込み（複製）について、付随対象著作物の利用の抗弁（30条の2第1項）が認められると考える。
- 30の2第2項により、本件映像フィルム（作成伝達物）の利用に伴って、本件能映像をいずれの方法によるかを問わず、利用することができる。すなわち、本件映像フィルムが複製された本件映画を上映するのに伴い本件能映像を上映することができる。また、本件能映像が複製された状態で本件映画を上映のために譲渡することができる。